



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

首相の靖国神社玉串料奉納、閣僚の靖国神社参拝に抗議する

内閣総理大臣 岸田文雄様
経済産業大臣 西村康稔様
経済安全保障担当大臣 高市早苗様
復興大臣 秋葉賢也様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、政教分離原則の遵守を求め、首相や閣僚らが靖国神社に参拝及び玉串料や真榊等を奉納することに対して、一貫して抗議を続けている。先月、7月4日にも、参拝及び、真榊・玉串料の奉納を行わないよう要請をしたばかりだった。それにもかかわらず、8月15日に首相は玉串料を奉納し、8月14日に西村康稔経済産業大臣が、15日には高市早苗経済安全保障担当大臣、秋葉賢也復興大臣が靖国神社の参拝を行った。

首相の靖国神社への玉串料奉納は「自民党総裁」の名で、つまり公的な立場で行なうものであることを表明して行われたものであり、高市早苗大臣の同神社の参拝も「国务大臣 高市早苗」としての公の立場で記帳をしたと本人が語っており、公的な立場での参拝であることを表明して行ったものである。これらの行為は、日本国憲法第20条3項の政教分離原則に違反し、憲法第99条の憲法尊重擁護義務を侵害する行為というほかはない。

靖国神社は、戦前・戦中の国家神道体制下において軍国主義の精神的支柱、国民の思想統制の道具となり、その結果、300万人を超える国民、2000万人ものアジア諸国の人々のいのちを奪う悲惨な結末をもたらした。この歴史の反省に基づいて政教分離原則は定められている。首相及び閣僚が同神社への参拝等を行なうことは、政教分離原則及び憲法尊重擁護義務に違反する行為であるとともに、アジア・太平洋大戦において国内外に甚大な被害をもたらしたことに対する歴史的反省を欠くものである。

首相及び閣僚が、戦後77年の年に、国策を誤り侵略加害の罪を犯した歴史への反省に立たず、憲法尊重擁護義務をないがしろにし、政教分離原則を侵害したことに対して、厳重に抗議する。

2022年8月25日

国神社問題委員会

日本キリスト教協議会（NCC） 靖

委員長 星出卓也